

令和7年6月4日

一般社団法人太陽光発電協会  
住宅部会 販売品質 WG

## 住宅用太陽光発電設備の点検について

### Q.1 住宅用太陽光発電設備の点検は義務ですか？

(固定価格買取制度を利用されている方)

2016年度以前に設置された方

A.1-①：所有者に対し点検の実施自体が定められている訳ではありませんが、電気事業法により設備を安全に管理することが所有者へ義務付けられています。

2017年度以降に設置された方

A.1-②：FIT事業認定申請の際に「事業計画策定ガイドライン」に沿って「保守点検責任者」と「保守点検及び維持管理計画」をご申告されていますので、その内容をご確認ください。

(固定価格買取制度を利用されていない方)

A.1-③：電気事業法により設備を安全に管理することが所有者へ義務付けられています。

### Q.2 もし知らない業者から「点検が義務化された」等の触れ込みで点検を勧められた場合はどうすれば良いのでしょうか？

A.2：まず「保守点検及び維持管理計画」に基づいた点検内容・実施者であるのかを確認してください。またその詳細が不明な場合は即時の回答を避け、販売店・施工店またはメーカーに確認するようにしましょう。

場合によっては過大な費用を請求されるケースや、設備と無関係な工事・サービスの勧誘を受けるケースもありますので慎重にご判断されることをお勧めします。

※所有者が安全に維持管理するための具体的な内容については弊協会と日本電機工業会が作成した「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」に沿った実施を推奨しておりますのでこちらをご参照ください。 [t191227.pdf](#)

以上